相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市磯子区洋光台四丁目四四番、最後の住所横浜市中区山元町五丁目二二三番地
山手第三コーポラス八〇五号室
被相続人　亡　平野　眞司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日
横浜市中区住吉町一丁目六番地M・P・S関内五〇七号室、選任公告時住所横浜市中区住吉町一丁目六番地M・P・S関内九〇二号室
相続財産管理人　弁護士　河合　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県あま市七宝町下之森内河原一三番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　春名　博充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日
名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号
三博ビル五階
相続財産管理人　弁護士　柴垣　幹生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市江頭町五九七番地、最後の住所滋賀県近江八幡市丸の内町二番地一
被相続人　亡　勝浦　康成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日
事務所滋賀県東近江市八日市上之町八番三六号アジアビル二階東近江司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　池元　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市天王寺区真田山町五番、最後の住所大阪市中央区高津三丁目一二番六―三〇二号
被相続人　亡　谷口　義幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日
大阪市中央区北浜四丁目一番二一号住友生命淀屋橋ビル六階　弁護士法人淀屋橋法律事務所
相続財産管理人　今井佐和子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市常光寺二丁目二八番地一、最後の住所兵庫県尼崎市食満七丁目二六番一〇号
被相続人　亡　古川　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日
兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一一号太田川口法律事務所
相続財産管理人弁護士　太田　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市東町三丁目二〇一番地、最後の住所鳥取市浜坂二六八番地一
被相続人　亡　圓山　秀樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日
鳥取市元魚町二丁目一〇五番地アイシンビル五階　鳥取あおぞら法律事務所
相続財産管理人　三谷裕次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区東平塚町七一番地の一五、最後の住所広島市中区東平塚町一一番一三号
被相続人　亡　竹本　保彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日
広島市佐伯区五日市町大字昭和台二八番地七プルメリアB一〇二、事務所広島市中区上幟町一番三号ソフィアコート上幟町三F
相続財産管理人　江﨑　諭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市早鈴町一九五七番地六、最後の住所広島市中区江波南二丁目一六番二九―九〇三号
被相続人　亡　今井　明生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日
広島市東区牛田中一丁目七番三二号、事務所広島市中区八丁堀一番一七号
相続財産管理人　村越　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県豊田郡大崎上島町東野九番地、最後の住所広島県東広島市黒瀬町楢原六〇番地一六七
被相続人　亡　岡田　潔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日
広島県東広島市高屋高美が丘七丁目二〇番三号
相続財産管理人　堀田　泰宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市神拝甲五一五番地、最後の住所愛媛県西条市明屋敷五〇一番地一
被相続人　亡　廣田　君江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日
愛媛県西条市神拝乙三五番地一
相続財産管理人　小寺　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市東区箱崎四丁目三〇番、最後の住所福岡市東区名島四丁目三八番八号
被相続人　亡　中市　啓子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日
福岡市博多区住吉一丁目二番二五号キャナルシティビジネスセンタービル四階
相続財産管理人　弁護士　橋本　道成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市北浦町古江三一二六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　澤部　歳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日
事務所宮崎県延岡市桜小路三六五番地一
佐々木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡辺　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県垂水市新城四三一七番地ロ号、最後の住所鹿児島県垂水市本城二二一番地
被相続人　亡　古田　操枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日
鹿児島県鹿屋市寿三丁目一番一六―二号レオパレス蒼空B棟二〇四号、事務所鹿児島県鹿屋市大手町一四番二二号　南商ビル一階　法テラス鹿屋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　早川　雅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県日置郡吹上町永吉八六三番地、最後の住所鹿児島県日置市吹上町永吉一五六〇五番地
被相続人　亡　小永吉ハナ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月九日
事務所鹿児島市荒田二丁目四二番一三号照国司法書士事務所
相続財産管理人　宮原　慎吾